

主要市の常設型住民投票条例の比較（市名のゴシック表示は、自治基本条例中の住民投票の規定に基づき制定された住民投票条例である。）

(H181025)

項目	高浜市 住民投票条例	広島市 住民投票条例	我孫子市 市民投票条例	富士見市 市民投票条例	旧岩国市 住民投票条例	岸和田市 住民投票条例	名張市 住民投票条例	逗子市 住民投票条例	大和市 住民投票条例
施行日	H120401 H140901改正	H150901	H160401	H160616	H161001	H170801	H180101	H180401	H181001
対象事項	「市政運営上の重要事項」 市が行う事務のうち市民に直接賛否を問う必要があると認められる事案で、市及び市民に直接利害関係を有するもの ＜除外事項＞ ①市の権限に属さない事項 ②法令により住民投票を行える事項 ③特定の市民又は地域に関する事項 ④市の組織、人事、財務に関する事項 ⑤住民投票に付することが適当でないことと明らかに認められる事項	重要事項とは、現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を及ぼし、又は及ぼす恐れのあるもの ＜除外事項＞ ①市の機関の権限に属しない事項 ②法令に基づき住民投票を行うことができる事項 ③特定の市民又は地域に関する事項 ④市の組織、人事又は財務事務に関する事項 ⑤住民投票に付することが適当でないことと明らかに認められる事項	法令に基づき投票に付することができる事項を除き、次の各号に該当する事項で、かつ、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項について行うことができる。 ①市の存立の基礎的条件に関する事項 ②市の実施する特定の重要施策に関する事項 ③現在又は将来の市及び市民全体に重大な影響を与える政策上の具体的事項 ただし、特定の市民・地域のみを対象とする事項は行うことができない。	「市政運営上の重要事項」 市が行う事務のうち、市民に直接賛否を問う必要があると認められる事項で、市及び市民全体に直接利害関係を有するもの ＜除外事項＞ ①市の権限に属さない事項 ②法令の規定に基づき市民投票を行うことができる事項 ③特定の市民又は地域に関する事項 ④市の組織、人事、財務に関する事項 ⑤市民投票に付することが適当でないことと明らかに認められる事項	重要事項は、市が行う事務のうち、市及び市民に重大な影響を及ぼし、又は及ぼす恐れがあり、市民に直接その意思を問う必要があると認められるもの。 ＜除外事項＞ ①市の権限に属さない事項 ②法令に基づき住民投票ができる事項 ③特定の市民又は地域にのみ関係する事項 ④市の組織、人事、財務に関する事項 ⑤住民投票に付することが適当でないことと明らかに認められる事項	重要事項とは市及び住民全体に利害関係を有する事案であって、住民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの。 ＜除外事項＞ ①市の権限に属さない事項、ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合はこの限りでない。 ②法令により住民投票を行うことができる事項 ③市の組織、人事及び財務に関する事項 ④住民投票に付することが適当でないことと明らかに認められる事項	市政に係る重要事項とは、市及び住民全体に利害関係を有する事案であって、住民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの。 ＜除外事項＞ ①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思を明確に表示すべき事項を除く。 ②法令により住民投票を行うことができる事項 ③市の組織、人事及び財務に関する事項 ④特定の住民又は地域に関する事項 ⑤住民投票に付することが適当でない事項	重要事項とは、市民全体に関わる案件であって直接市民にその賛否を問う必要があると認められるもの。 ＜除外事項＞ ①議会の解散、議員の解職、市長の解職その他法令に基づき住民投票を行うことができる事項 ②特定の市民又は地域にのみ関わる事項 ③予算の調製及び執行、市の人事その他市の執行機関の内部事務処理に関する事項 ④その他住民投票に付することが適当でないことと認められる事項	市政に係る重要事項は、市全体に重大な影響を及ぼす事案であって、住民に直接その意思を問う必要があると認められるもの
請求・発議者	①投票資格者名簿登録者総数の3分の1以上 ②議会は議員による提案が出席議員の過半数で議決 ③市長は自ら発議 ④条例の制定改廃の請求は自治法第74条3項の結果に不服がある場合にのみ市民請求できる。	①市民投票資格者総数の10分の1以上の者の連署	①投票資格者総数の8分の1以上の者の連署 ②市議会議員は議員定数の4分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ出席議員の過半数の賛成で議決された対象事項に対し市長に市民投票の実施を請求することができる。 ③市長は議会の同意を得て自ら発議できる。	①投票資格者総数の5分の1以上の者の連署 ②市議会は、議員定数の3分の1以上の賛成で議員提案され、出席議員の過半数の賛成で議決された市政運営上の重要事項につき、市長に請求できる。 ③市長は自ら発議できる。	①投票資格者総数の6分の1以上の者の連署 ②市議会で議員定数の12分の1以上の賛成を得て議員提案され、出席議員の過半数の賛成により議決されて請求する場合 ③市長が発議する場合	①投票資格者は、その総数の4分の1以上の者の連署	①永住外国人を含む18歳以上の住民総数の50分の1以上の者の連署で請求（議会付議） ②市議会議員は、定数の12分の1以上の賛成を得て出席議員の過半数以上の賛成で議決し請求 ③市長は、①の請求に係る署名が請求資格者総数の4分の1を超えたときは実施義務を負う。	①投票資格者総数の5分の1以上の者の連署 ②議会は定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、出席議員の過半数の賛成で議決された市政の重要事項について市長に請求。 ③市長は自ら発議するときは、あらかじめ住民投票の適否について市民参加制度審査会に諮問し、3分の2以上の承認の議決を得たうえで行うことができる。	①投票資格者は、その総数の3分の1以上の者の連署 ②市議会はその定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員過半数の賛成により議決したときは市長に住民投票の実施を請求できる。 ③市長は自ら住民投票の実施を発議することができる。
投票資格者	①満18歳以上の日本人 ②満18歳以上の永住外国人	①満18歳以上の日本人 ②満18歳以上の永住外国人	①満18歳以上の日本人 ②満18歳以上の永住外国人	市議会の議員及び市長の選挙権を有する者	①20歳以上の日本人 ②20歳以上の永住外国人	①満18歳以上の日本人 ②満18歳以上の定住外国人	①満18歳以上の日本人 ②満18歳以上の永住外国人	①満20歳以上の日本人 ②満20歳以上の永住外国人	①満16歳以上の日本人 ②満16歳以上の定住外国人
投票の期日	請求に係る通知が選挙管理委員会にあった日から60日経過後の直近の日曜日	市長の住民投票を実施する旨の告示の日から90日を超えない範囲内で市長が定める日	市長は市民投票を実施する旨の告示の日から90日を超えない範囲内で期日を定めなければならない。	市長が市民投票の請求があったことを選挙管理委員会に通知した日から30日を経過した日から90日を超えない範囲で選挙管理委員会が定める。	市長が住民投票を実施する旨の告示の日から90日を超えない範囲内で投票の期日を定める。	選挙管理委員会は、市長から、住民投票の請求があったことの通知があった日から30日を経過して90日を超えない範囲内で住民投票の期日を定める。	市長から選挙管理委員会に投票の実施について通知した日から30日を経過し90日を超えない範囲で選挙管理委員会が定める日	市長から選挙管理委員会に住民投票の請求があった旨の通知があった日から30日を経過した日から90日を超えない日の範囲内で選挙管理委員会が定める。	選挙管理委員会は、市長から住民投票の請求、議員請求又は市長発議があった旨の通知があった日から90日を超えない範囲内で住民投票の期日を定める。
成立要件	投票者数が投票資格者数の2分の1に満たないときは不成立、開票せず	投票者数が投票資格者総数の2分の1に満たないときは不成立とし、開票せず。	規定なし	投票者総数が投票資格者総数の3分の1に満たないときは不成立とし、開票せず。	投票者数が投票資格者総数の2分の1に満たない場合は不成立とし、開票せず。	規定なし	規定なし	投票総数が投票資格者数の2分の1に満たないときは不成立とし、開票せず。	規定なし
再請求制限期間	不成立を除き、結果の告示から2年間	不成立の場合を除き、結果の告示の日から2年間	賛否いずれか過半数の結果が投票資格者数の3分の1に達しなかった場合を除き、結果の告示の日から2年間	結果の告示の日から2年を経過するまでの期間	投票結果の告示から2年間を経過するまでの間	住民投票の結果が告示されてから2年を経過するまで。	結果告示の日から1年を経過するまで。	住民投票の結果が告示されてから2年間	住民投票の結果が告示されてから2年を経過するまでの間
結果尊重	市民・議会・市長に結果尊重義務	市民・議会・市長に結果尊重義務	賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の3分の1以上に達したときは、市長、市議会、市民は投票結果を尊重しなければならない。	議会・市長の結果尊重義務	市民、議会、市長	市は、住民投票の結果を尊重しなければならない（自治基本条例第20条第3項）	市民、議会、市長に結果尊重義務	市民、議会及び市の執行機関は結果を尊重するものとする。	市民、議会、市長は結果を尊重しなければならない。（自治基本条例第30条）